

様式第 1 号（第 5 条関係）

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等一般競争入札（条件付）の公告

建設工事等一般競争入札（条件付）を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び準用する尾花沢市契約に関する規則（昭和 56 年尾花沢市規則第 7 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和元年 6 月 7 日

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合  
管 理 者 菅 根 光 雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 会議室  
(2) 日 時 令和元年 7 月 1 日（月）午後 1 時 30 分

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 公共下水道 尾花沢第 1 分区 R 1 第 4 工区工事  
(2) 工 事 場 所 尾花沢市新町地内  
(3) 工 事 概 要 下水道管 φ150 mm 施工延長 L = 126.8m  
(4) 工 期 契約の日より令和元年 12 月 10 日まで

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 共通要件

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。  
イ 準用する尾花沢市契約に関する規則第 14 条第 2 項に規定する尾花沢市大石田町環境衛生事業組合競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。  
ウ 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等請負業者指名停止要綱による指名停止措置を受けていない者であること。  
エ 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事請負契約約款第 49 条第 1 項第 6 号の規定に該当しない者であること。  
オ 会社更生法の規定による更正手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなさ

れた者又は民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

(2) 技術的要件（格付け等）

「土木工事において、A等級に格付けされていること。」

(3) 住所要件

「尾花沢市内若しくは大石田町内に本店を有する者であること。」

（注：市町内又は市町外等、住所要件を設定すること。）

(4) 建設業法許可要件

「建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の規定による特定建設業（業種：土木工事）の許可を受けた者であること。」

(5) 技術者資格要件

「次に掲げる要件を満たす主任技術者及び監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものであること。」

① 2級土木技術者又はこれと同等以上の資格を有すること。

② 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有すること。」

(6) 市税・町税・水道料金・下水道料金を滞納していない者であること。

(7) 入札回数は最大3回までとする。

(8) この入札にて落札決定した者は、同日行われる入札の参加資格を失効するものとする。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等

尾花沢市大字尾花沢1706-4

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 下水道課工務係

電話番号 0237-23-2161

5 入札参加資格の確認等

入札の参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第3号）（添付書類含む。）に必要な書類を添付して、次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

(1) 受付期間 令和元年6月7日（金）から令和元年6月12日（水）まで（尾花沢市の休日を定める条例（平成2年尾花沢市条例第17号）に規定する市の休日を除く。）

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 管理課

## 6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 準用する尾花沢市契約に関する規則第23条の規定に基づく尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1以上の額）を付すこと。

## 7 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者には、積算内訳書の提出を求めるため必ず持参すること。

(3) この入札は、最低制限価格を設定する。

(4) 詳細については、入札説明書による。